

平成27年3月
勝浦市議会定例会会議録（第7号）

平成27年3月18日

○出席議員 18人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	15番 末吉定夫君
16番 丸昭君	17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 藤江信義君
企画課長 関富夫君	財政課長 関利幸君
税務課長 鈴木克己君	市民課長 渡辺茂雄君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼 清掃センター所長 齋藤恒夫君
福祉課長 花ヶ崎善一君	都市建設課長 藤平喜之君
農林水産課長 関善之君	観光商工課長 酒井清彦君
水道課長 岩瀬健一君	会計課長 岩瀬義博君
教育課長 軽込貫一君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君	議事係長 植村仁君
------------	-----------

議 事 日 程

議事日程第7号

第1 議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（予算審査特別委員長）

議案第20号 平成27年度勝浦市一般会計予算

議案第21号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第22号 平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第23号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第24号 平成27年度勝浦市水道事業会計予算

(総務常任委員長)

議案第5号 勝浦市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(教育民生常任委員長)

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 勝浦市文化会館建設基金条例を廃止する条例の制定について

議案第9号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第11号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 勝浦市立幼稚園使用料条例の制定について

議案第13号 保育所の設置及び管理に関する条例及び勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第15号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 勝浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算

第3 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第4 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第1号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第5 報告

報告第1号 専決処分の報告について

開 議

平成27年3月18日（水） 午後1時開議

○議長（岩瀬義信君） ただいま出席議員は18人全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬義信君） それでは、日程第1、議案を上程いたします。

議案第20号 平成27年度勝浦市一般会計予算、議案第21号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第22号 平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第24号 平成27年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。刈込予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 刈込欣一君登壇〕

○予算審査特別委員長（刈込欣一君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告申し上げます。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案5件を審査するため、去る3月12日、13日及び16日の3日間、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第20号 平成27年度勝浦市一般会計予算、議案第21号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第22号 平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第24号 平成27年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件について、賛成多数で、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において各委員から質疑、意見、要望等が出されました。

その主なものを申し上げますと、一般会計の歳入予算においては、芸術文化交流センターの使用料及び入場料収入の内容及び見通しについてただしたところ、使用料については、各団体が企画した発表会、イベント等に係る貸し館料であり、入場料収入については、ミュージカル、演劇、ジャズ、クラシック等の公演等に係るもので、今後は、広報等で周知し、会館の利用者を増やすことにより、収入を増やしていきたいとの答弁がありました。

また、歳出予算において、産官学連携事業について、業務委託の内容についてただしたとこ

ろ、3年度継続事業で最終年となるが、委員会を開催し、市内の商業及び観光振興に寄与する取り組みを実施するとともに、地域の誇りと愛着を深めてもらうため、子ども朝市を引き続き開催していきたいとの答弁がありました。

なお、観光商工課の月1回のイベント等もあるので、十分検討し、成果が上がるよう、工夫のある事業の展開を求めたいとの要望がありました。

東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地の誘致に向けて、市の方向性についてただしたところ、まず市内での体制をどのようにするのか、関係各課で会議を開催し、官民一体で臨むための組織を立ち上げて、誘致に向けて臨む考えであるとの答弁がありました。

かつうら魅力市の開催についてただしたところ、基本的にイベントは実行委員会において企画、決定し、運営しているが、芸術文化交流センターを会場にイベントを2日間開催することや、雨天の場合、演目をホールで実施するというのも一つの案として考えられる。このような意見を実行委員会に提案していきたいとの答弁がありました。

次に、国民健康保険特別会計について、国民健康保険特別会計の運営に困難をもたらしている構造的な要因について、また被保険者の税負担の軽減のためにどういう対策が必要かただしたところ、国民健康保険特別会計運営に困難をもたらしている要因は、高齢化と被保険者に低所得者層が多く含まれているということが挙げられるが、ほかの被用者保険と比べ、公費負担があるので、そこが充実すれば運営はよくなると考える。

税負担の軽減対策については、国民健康保険の広域化に当たり、平成27年度から総額1,700億円の公費投入により、被保険者1人当たり約5,000円、平成29年度からは、総額3,400億円に拡大されることにより、1人当たり約1万円の財政改善効果となるので、その分、税負担の軽減が、期待できるとの答弁がありました。

次に、医療費削減のために民間企業の支援を活用する考えはあるかただしたところ、勝浦市の現状や課題を整理した上で、先進事例も踏まえて取り組みたいとの答弁がありました。

次に、水道事業会計について、上植野浄水場の工事概要についてただしたところ、上植野浄水場を南房総広域水道企業団からの受水施設として建設するもので、施設の容量は、2槽で350立方メートル、構造は、鉄筋コンクリート造りの床面積が約123平方メートル、県道天津小湊夷隅線に敷設の南房総広域水道企業団の送水管から上植野浄水場まで配水管を引く計画で、平成27年度の単年度事業であるとの答弁がありました。

また、有収率向上の取り組みについてただしたところ、上野地区、総野地区の漏水調査を重点的に実施し、石綿セメント管等の老朽管の更新工事を計画的に進めたいとの答弁がありました。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 私は、ただいまの予算審査特別委員長報告の議案第20号 平成27年度勝浦市一般会計予算、議案第21号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第22号 平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第23号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計予算及び議案第24号 平成27年度勝浦市水道事業会計予算について、反対の立場で討論を行います。

2度の消費税増税が日本経済を深刻な危機に陥れたのに、その苦い教訓も省みず、消費税増税と大不況の悪循環を、また繰り返す。こんな道に未来はありません。しかも、安倍政権は、社会保障のためといって消費税を8兆円も増税しながら、社会保障費の自然増削減、制度改悪路線を復活・強化して、介護、年金、医療、生活保護など、手当たり次第に切り捨てようとしています。財政が大変と言いながら、285兆円もの内部留保がある大企業に、今後2年間で1.6兆円もの大減税をばらまこうとしています。軍事費は、3年連続の増額で、史上最大の約5兆円となり、その内容も、ステルス戦闘機やオスプレイ、水陸両用車など、自衛隊を海外で戦争する軍隊に変質させるものです。

最大の売り物のアベノミクスも破綻と行き詰まりに直面しています。日本銀行の調査でも、1年後に景気が「よくなる」は7.3%にすぎず、「悪くなる」は37.8%に上り、アベノミクスへの幻想は急速に剥がれ落ちていきます。大企業や大金持ちが利益を増やせば、国民にも滴り落ちてくる、このアベノミクスの根本にある考え方が間違っているのです。OECDも格差拡大の経済政策では経済成長は実現しない、トリクルダウン、滴り落ちるという考え方は誤りだとしています。

勝浦市においても、暮らし向きがよくなったと実感している方は皆無に近く、6割以上が苦しくなったとおっしゃっています。そして、市政への要望としては、水道料金、ごみ袋代、国保税、介護保険料、そして医療費の負担の軽減を求める声が多く、市民から寄せられています。

平成27年度一般会計予算において、中学3年生までの外来通院医療費を無料にする子供医療費の拡充が盛り込まれたことは歓迎すべきことです。

一方で、ごみ袋代へのごみ処理手数料の上乗せによる歳入と、その流通経費が歳出に計上されています。勝浦市におけるごみ袋は、他に例のない負担を市民に強いる極めて不合理なやり方で実施されています。自由競争に委ねたと言いながら、他市町村よりも1袋10円から15円も高い袋代そのものの値段、税金を使ってごみ処理手数料収入証紙をわざわざ作成し、10枚セットの包装袋に張りつける、お札大の証紙を張りつけた袋は剥がすことができないため、燃やすごみとして処理するしかない。この証紙を張る手数料として1枚当たり6円の出荷管理手数料を支出する。1リットル1円のごみ収集手数料は、他市町村にも例のない額の税金の二重取りである。このような不合理の一部を改善するだけでも、例えば証紙の作成と貼付をやめるだけでも市民負担の軽減につながることができます。直ちに直すべきであります。

水道料金は、依然として県内一の高さです。その要因は、施設の老朽化の進行と、ほかでは当たり前にやられている高料金対策を実施していないためです。高料金対策の実施は、待ったなしの課題です。サラリーマンなどが加入する被用者保険と違い、国保には事業主負担がありません。その上、非正規労働者や年金生活者など低所得の加入者が多くを占めています。それらの人を含めて、国民全体に公的に医療を保障するのが国保制度です。もともと国が財政責任を果たさなければ成り立たない制度です。ところが国は、国保への国庫負担割合を1984年以来、50%から24%にまで減らしてきました。これが国保税の高騰、滞納者の増加、国保財政の悪化、そしてまた国

保税の高騰という悪循環を招いた原因です。年間200万円の所得で、夫婦2人と子供2人で36万円、18%の国保課税額では、明らかに担税能力を超えています。国庫負担割合をもとに戻させるとともに、一般会計からの法定外繰り入れを行って税負担の軽減を図るべきです。

介護保険料は、3年前から県内6位の額の負担を強いてきました。わずかであれ、負担を増やすべきではありません。

以上を指摘し、後期高齢者医療制度は、一日も早く廃止すべき制度であることを申し添え、各会計に対する反対討論を終わります。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。磯野議員。

〔1番 磯野典正君登壇〕

○1番（磯野典正君） 私は、議案第20号ないし議案第24号、以上5件の平成27年度各会計予算案について、賛成の立場で討論をいたします。

最初に、議案第20号 平成27年度勝浦市一般会計予算について申し上げます。平成27年度当初予算は77億2,400万円で、前年度当初予算と比較すると24億7,000万円、率として24.2%の減額予算であります。市長の提案理由の説明にもあったように、市民の多くが待ちわびておりました芸術文化交流センター建設事業や、勝浦駅エレベーター設置費補助事業が終了したことによるものであり、例年の予算規模であると理解するものでございます。

さて、平成27年度は、国が定めた経済再生と財政再建の両立を図るという施策の中でも、地方創生関係が重要施策となるため、本市においても、平成26年度補正予算と相まって、早期に地方創生戦略を策定し、まち・ひと・しごと創生に関する事業実施について期待するものでございます。

そのほか、子育て支援として、子ども医療費助成事業や放課後児童健全育成事業の拡充を初め、産業の振興の中で県営ほ場整備事業実施に向けた基礎調査の実施や漁港施設整備に向けた機能保全計画策定のための水産物供給基盤機能保全事業の実施、また、引き続き活気あふれるまちとしていくためのかつうら魅力市開催に係る運営補助のほか、商工会や観光協会への補助等、商店街や地域の観光資源の有効活用を図るための施策についても評価するものであります。

また、芸術文化交流センターの完成により、内部管理経費等の削減を図りながら、市民のみならず市外からも多くの方が集い、交流を図っていただけるような事業実施を期待して、平成27年度予算の内容は原案のとおり賛意をあらわすところでございます。

次に、議案第21号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。国民健康保険制度は、農林水産業や自営業に従事する方たちを対象とした保険制度であるがゆえに、高齢化や経済情勢の影響を最も受けやすいと言われており、特に高齢化の進んでいる本市の場合、医療費の増高や担税力の低下が国保財政を圧迫している状況は周知のとおりでございます。

このような厳しい保険財政の中にありながら、国・県からの支出金、各種交付金を有効に活用し、持続可能な財政運営の堅持を基本とした本予算に対して賛意をあらわすところでございます。

なお、被保険者に対して、健康管理の啓蒙やジェネリック医薬品の利用促進を図るとともに、医療費削減の取り組みに努めていただきたいということを、ここで申し添えさせていただきます。

次に、議案第22号 平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。後期高齢者医療制度は、ご存じのとおり、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者を支え合うためにつくられたもので、都道府県単位で全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となって、それぞれの市町村が徴収した保険料や繰入金の合計額を納付金として広域連合に納付することになっております。その額も前年度に比べて減額となっており、予算総額についても2億2,166万1,000円で、前年度比率4.5%の減であります。私は、原案のとおり賛意をあらわすところでございます。

次に、議案第23号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計予算について申し上げます。第6期介護保険料の設定に当たっては、6段階であった階級制度を9段階としてきめ細やかな介護保険料となるように改善されました。また、急激な上昇を抑えるために、準備基金により被保険者の負担が軽減されます。そして、平成27年4月からの介護保険制度改正により、低所得被保険者には手厚い制度となっております。高齢者が生き生きと健康で安心して暮らせるためにも、介護保険制度は必要でございます。以上の理由から、本予算は原案のとおり賛意をあらわすところでございます。

次に、議案第24号 平成27年度勝浦市水道事業会計予算について申し上げます。本会計は、平成24年度から実施している水道未普及地域解消事業と老朽石綿管の更新事業や、南房総広域水道企業団からの受水施設建設関連事業を実施することから、予算規模は約29%増の13億4,587万円となっております。安心で安全なおいしい水の安定供給や、災害に強い施設づくりの推進を図る上でも必要な予算の計上であり、承認すべきものと考えます。

以上、申し上げまして、議案第20号 平成27年度勝浦市一般会計予算ないし議案第24号 平成27年度勝浦市水道事業会計予算の5つの会計に関する予算に対して賛意をあらわし、賛成の討論いたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号 平成27年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（岩瀬義信君） 起立多数であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第21号 平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第22号 平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第23号 平成27年度勝浦市介護保険特別会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第24号 平成27年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第5号 勝浦市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。佐藤総務常任委員長。

〔総務常任委員長 佐藤啓史君登壇〕

○総務常任委員長（佐藤啓史君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月10日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第5号 勝浦市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件につきまして、議案第5号は全員賛成で、議案第7号は賛成多数で、原案の

とおりの可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、議案第7号について、今、社会全体で賃上げにより消費を促し、景気を支えようという時に、公務員の給料を下げるということは流れに逆行しているため、賛意をあらわしがたいという反対討論がありましたことを申し添えます。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 私は、ただいまの総務常任委員長報告のうち、議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

安倍政権でさえ、景気回復のため、経済界に対し賃上げをお願いしているさなかに職員給与を引き下げることとは許されません。現給を補償するとはいえ、本来の引き上げを抑制し、その総額が年間で1,900万円に及ぶとなれば、市内の消費に及ぼす影響も甚大なものがあります。

また、事は公務員だけにとどまらず、民間賃金の抑制につながり、地域経済活性化に冷や水を浴びせかけることになるものです。個々の職員の生活を支える点と、勝浦市の景気に及ぼす影響の上から、本条例改正には反対を表明し、討論といたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。岩瀬議員。

〔8番 岩瀬洋男君登壇〕

○8番（岩瀬洋男君） 私は、議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

本案の主な内容は、昨年8月の人事院勧告及び昨年10月の県人事委員会勧告に基づき、一般職の職員の給料表を若年層は据え置きつつ、高年齢層を中心に平均1.9%引き下げようとするものであります。

そもそも人事院勧告は、労働基本権制約の代償措置として、公務員の給与水準を民間の給与水準と均衡させることを基本に、社会の情勢に適應した公務員の適正な給与水準を示すものであり、地方公共団体は、当然、この勧告を尊重すべきものであります。

このようなことから、県人事委員会勧告も人事院勧告を尊重した内容となっており、県及び県内全市町村においても、給料表については、本市と同様の条例改正が行われる見込みであります。

また、給料月額が減額となる職員には3年間の現行給料月額を保障する措置がとられ、職員への影響を極力抑えた内容になっており、また、今回の人事院勧告による期末・勤勉手当、いわゆるボーナスの0.15%引き上げについては、先行して昨年11月の臨時会において議決しており、トータルとして、職員給与への影響は少ないものと考えます。

以上のような理由から、議案第7号について、賛意をあらわし討論といたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） それでは討論を終結いたします。

これより議案第5号 勝浦市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第7号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 勝浦市文化会館建設基金条例を廃止する条例の制定について、議案第9号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第11号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市立幼稚園使用料条例の制定について、議案第13号 保育所の設置及び管理に関する条例及び勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第15号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 勝浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上13件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。土屋教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 土屋 元君登壇〕

○教育民生常任委員長（土屋 元君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会におきまして教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月11日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおりでございます。

議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 勝浦市文化会館建設基金条例を廃止する条例の制定について、議案第9号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第11号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市立幼稚園使用料条例の制定について、議案第13号 保育所の設置及び管理に関する条例及び勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第15号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 勝浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上13件につきまして、委員それぞれが審査に至るまでの過程におきまして、事前に真剣に真摯に精査に取り組み、教育民生常任委員会の限られた審査時間の中で審査をされ、その結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 1点、質問させていただきます。議案第11号につきまして、どのような審議がされ、教育民生常任委員長として、審議は十分尽くされたとお考えかどうか、お伺いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。土屋教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（土屋 元君） 議案第11号についてでございますが、今、委員長報告を壇上でさせていただきましたが、委員それぞれが付託されました議案について、常任委員会の審査の前に、事前にそれぞれの中で精査、真剣に討論、勉強されてきております。そういった中で付託審査をされておりますので、説明会に対して、清海小の保護者が、あるいは地域の人を対象にしたかというような質疑も出ました。そのほか、スクールバス等々の問題についても質疑は出ていましたけれども、基本的にはそういった答弁を踏まえて、私は議員それぞれが事前

の審査、精査も含めて十分審査されたものと確信しております。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 委員長が十分な審議が尽くされたとお考えかどうかということをお尋ねをしましたが、私も傍聴させていただいておりますので、どういう審議があったかは十分存じておりますけれども、2件、お2人の質疑があつて、それで可決されるんですが、1月30日には住民説明会が行われまして、その際、資料も住民には配布をされました。教育民生常任委員会の中で、その資料の提示を受けて説明させるということも可能だったと思いますが、それもありませんでした。そして、アンケート結果で、興津小への統合を希望する、それが妥当と考える方が20名いらっしゃって、上野小が26名という僅差のアンケート結果でした。態度を表明されなかった方が7名もいらっしゃると。こういう拮抗したアンケート結果のもとで、上野小への統合を決するという方向が、この議案は示しているわけですが、そのことに関する質疑はなかったわけですが、改めて委員長にお伺いしたいのですが、十分な審議が尽くされたとお考えでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。土屋教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（土屋 元君） ご存じのように、委員は、常任委員会の限られた時間だけの審査ということではありません。そこに至るまでの事前のそれぞれの議員活動の中で情報を得て判断されているということもございますし、同僚議員も、当然今、清海小学区におられます。そういった情報も踏まえて、やはりそれぞれの委員が考えられてきたものと思います。ですから、ただ単にある情報に対するツールがないから見たくないからというのじゃなくて、教育に対するそれぞれの議員が、私もそうですけど、今、どうあるべきかを踏まえての判断の中で示されているということであると思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 事は歴史ある清海小学校を廃校とするという重大な決定ですので、私は十分な審議の上でこれは判断されるべきだと思いますが、委員長は、事前に各委員が勉強の上、審議に臨んだとおっしゃるわけですが、審議の内容自体にそのことが反映しているということは、私はちょっとうかがえませんでした。十分な審議を尽くした上での判断、清海小学校廃校、上野小への統合、この判断が、こういう重大な判断が、極めて拙速な形で行われたのではないかというふうに、私は傍聴していて感じましたが、委員長は、やはり十分な審議を尽くしたとお考えでしょうか。改めてお伺いします。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。土屋教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（土屋 元君） それぞれ委員が精査された中での質疑に時間をいただいてされたということは、例えば執行部からの提案に対して100%賛成のものもありますし、あるいはここだけちょっと問題があるけれども、質問してどうかなというものもあるでしょうし、あるいは最初から、これについては、私は反対ですという意見もあると思います。それぞれの議員の中での教育に関する、あるいはこういう統合問題に対する私見というものが出ると思います。ただ、ただ単に十分ディスカッションされたかどうか、時間とか内容とかやりとりが多かったから、少なかったからということではなくて、私は、事前に、教育民生常任委員会で13議案もある中で、一つ一つ細かくやっていて、それぞれの委員の知見をチェックするみたいな委員長の委員会運営はできませんということでご了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 私は、ただいまの教育民生常任委員長報告のうち、議案第11号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

議案第11号は、清海小学校を廃校とし、上野小学校に統合しようとするものです。地域に大きな影響を持つ歴史ある小学校を廃校とするからには慎重な検討と判断が求められます。この議案を審議した本会議並びに教育民生常任委員会は十分な検討を加えたでしょうか。私は、審議はいまだ極めて不十分なままであると考えます。教育民生常任委員会において、1月30日に実施をされた住民説明会の資料さえも示されず、統合先のアンケート結果が、興津小20、上野小26、無回答7と拮抗していることについての検討、スクールバスの運行と子供たちへの負担についての検討など、重要事項についても十分な判断材料に基づく審議がなされていません。二元代表制をとる議会の判断は拙速であってはなりません。最終的に統合はやむなしとしても、統合先を上野小とするか否かは慎重に判断すべきで、賛同数の優位をもって強引に決すべきではないと考えます。以上を指摘し、議案第11号への反対討論とします。

議案第16号は、介護保険料を基準額で年額5万8,000円を5万8,800円に800円引き上げようとするものです。所得水準に応じた保険料設定として、これまでの6段階から9段階に設定を見直し、負担割合の引き下げにより保険料が軽減される階層もありますが、全体としてはわずかであれ保険料が引き上げられます。介護保険料は3年前から県内6位の額の負担を強いてきました。高齢者人口の自然増が保険料負担にはね返る仕組みを改善すべきであり、わずかであれ負担を増やすべきではありません。以上を指摘し、議案第16号への反対討論とします。

なお、議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、一言申し上げます。いわゆる教育委員会改悪法は、教育委員会の自治体首長からの独立性を奪うものであり、決して容認できるものではありません。ただし、議案第10号の条例の制定は、教育長の機能・権限の変更にかかわるものではなく事務的な処理の範囲であるので、あえて反対はしないことを表明しておきます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。鈴木議員。

〔2番 鈴木克己君登壇〕

○2番（鈴木克己君） 私は、教育民生常任委員会で審査された議案第6号及び議案第8号ないし議案第19号に対し、賛意を表するものでありますが、特に議案第11号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

この条例案は、勝浦市立清海小学校が上野小学校に統合することに伴い、本条例について所要の改正をするものであります。清海小学校は、過去には200人以上いた児童数が、平成26年度は52名、平成27年度は47名、平成28年度には33名となると推定されております。この児童数減少に伴い、国の学級編制基準では、平成27年度は2組の複式学級が発生し、平成28年度には、

全ての学年が複式学級になってしまうという状況にあります。このようなことから、教育委員会と学校、保護者及び地域の方々との間で、平成25年10月から合計6回の意見交換会が実施され、その中で統合に向けての話し合いを進めることとなり、統合先については保育所と同様に、津波の心配のない高台にある上野小学校との意見があり、アンケートを実施し、これをもとにさらに意見交換を重ねて方針決定されたもので、直近の1月30日に開催された清海小学校区の住民の方々への説明会においても、統合への反対意見はなかったということでもあります。

さらに、上野小学校区の保護者、地域代表者、保育所保護者の方々にも説明会が行われ、清海小学校との統合に理解と賛同を得ている状況であります。

また、平成28年4月の統合に向け、児童相互の交流が計画されるとともに、登下校についても安全に配慮したスクールバスの運行が計画されております。このように、清海小学校の統合については、数多くの意見交換や住民説明会を経て、合意形成ができているものと考えます。

また、子供たちの成長を考えても、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、一定の集団規模が確保されていることが望ましいものと考えます。

以上のような理由から、議案第11号について、賛意を表し、討論といたします。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第8号 勝浦市文化会館建設基金条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第9号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第10号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第11号 勝浦市立小、中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第12号 勝浦市幼稚園使用料条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第13号 保育所の設置及び管理に関する条例及び勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第14号 保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のと

おり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第15号 勝浦市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第16号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第17号 勝浦市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第18号 勝浦市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第19号 勝浦市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。午後2時15分まで休憩いたします。

午後2時01分 休憩

午後2時15分 開議

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬義信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長より追加議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬義信君） それでは、日程第2、議案を上程いたします。議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定に基づく勝浦市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たり、国の地方創生人材支援制度を活用し、市長の補佐役として意欲と能力のある人材の派遣を要請したところ、今般、招聘する人材の派遣が整ったことから、当該人材を地方創生プランニングディレクターとして招聘するため、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

なお、招聘者は、千葉大学大学院園芸学研究科准教授、齋藤雪彦氏であります。以上で、議案第25号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 議案第25号、地方創生人材支援制度シティーマネージャーの委嘱について伺います。齋藤雪彦氏についてですけれども、この方に委嘱することになった経緯と、また、地域づくりに主導した地域ということで、兵庫県、長野県、岩手県、千葉県とありますが、もっと具体的に、これまでこの方がまちづくりにかかわってこられた実績がわかれば教え

てください。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。初めに経緯でございますけれども、まず、まち・ひと・しごと創生戦略につきましては、国から地方への支援というものが大きく3つございます。その中に情報支援ですとか、財政支援、あと人的支援というものがございます。その人的支援につきまして、このたびの地方創生人材支援制度シティーマネージャーの関連につきまして、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局のほうから、昨年10月に、日本版シティーマネージャー制度の利用について本市のほうに照会が届きました。その中で、早速、うちのほうといたしましては、派遣の希望をいたしております。それと同時に、シティーマネージャーのほうを、国は応募をかけまして、1月末まで募集をしております。その中に齋藤氏がシティーマネージャーとしての希望を出されておりました。それで、齋藤氏につきましては、千葉大学に勤務されていることとか、鎌ヶ谷市にお住まいだとか、あと、君津市のほうで実際にまちづくり事業に主導しているというようなことを踏まえまして、内閣官房では勝浦市に適しているのではないかとということで、齋藤氏を勝浦市にご紹介いただいた次第です。

齋藤氏の経歴、これまでの各地域での実績ということでございますけれども、まずご本人は、得意な分野といたしましては、建築系の都市計画・農村計画学ということになっております。実際行われてきたものにつきましては、兵庫県の旧養父町ではたらの里プロジェクトに参画されたとか、あと、長野県の高森町のほうでは、土地利用関係調査を行いまして、高齢者の幼年時代からの遊びですとか、そういう資源を活用したグリーンツーリズム的な観光計画を策定しております。また、さらに岩手県大船渡市では復興まちづくりを主導しております。そして、千葉県君津市におきましては、地域資源の発掘評価を行いまして、地域のビジョンを策定しました。さらに、都市製品をつくることを目的に県の補助金事業を活用しながら「貞元餅」という餅を開発いたしまして、直売所のほうで売り出しました。あと、地域内の交流を深めることを目的といたしまして、地域の子供たちに地域の自然を探索し、地域の宝を発見してもらう交流会などを開催しております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 詳しいご紹介をありがとうございます。大変優秀な方なのかなと思います。このように優秀な方であれば、勤務形態のところで、月当たり4日から5日、また日当たり4時間から8時間とありますが、できれば4時間ではなくて8時間フルでいていただきたいなと思うのですが、この方は鎌ヶ谷市にご在住ということで、勝浦市には住んでいただかず鎌ヶ谷市から通っていただくという形になるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。齋藤様の勤務形態でございますけれども、4時間から8時間というふうに記載をさせていただきましたのは、4時間につきましては、鎌ヶ谷もしくは千葉大学園芸学部、松戸にございますけれども、そちらを午前中に出発していただきまして、午後からこちらの会議とか打ち合わせに参加していただくようなことで4時間ということで表現させていただきました。また、8時間ということも書いてあるのですが、それにつきましては、当初、現地をごらんになっていただきまして、十分勝浦市を知っていただきたいということで、泊まりを含めまして8時間かかるであろうということで8時間というふうに

表現させていただいております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。戸坂議員。

○3番（戸坂健一君） 市長の補佐役ということでもありますので、できるだけ長時間いていただければと思います。

最後の質問ですが、先ほどさまざまな実績を伺いました。得意分野が都市計画ということで、最初の1年は調査だとしても、勝浦市において、どのような分野でご活躍をしていただくのか、その方針等が今現在わかれば教えてください。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○3番（戸坂健一君） お答えいたします。専門分野は都市計画関係、建築関係ということでございますけれども、真の目的につきましては、勝浦市の地方創生戦略を策定するに当たりまして、さまざまなメニューを、ご本人の専門知識の中からいろんな案を出していただくというような形のものでご支援いただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

○議長（岩瀬義信君） 次に、議案第26号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第26号 平成26年度一般会計補正予算について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の補正であります。過日、成立いたしました「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を主な内容といたします国の補正予算

を受けて、地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金の活用として「地域消費喚起・生活支援型」においてはプレミアム商品券の発行に係る経費を、それから、「地方創生先行型」においては総合戦略策定に係る経費を初め、若者等の定住促進、子育て支援及び観光振興等に係る経費を補正するものであります。そのほか、勝浦駅エレベーター設置費補助事業費の精算及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加配分に係る補正であります。

これにより、歳入歳出予算におきましては、既定予算に7,367万7,000円を追加し、予算総額を112億734万4,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費において、財政調整基金積立金を755万6,000円減額し、勝浦駅エレベーター設置費補助事業を1,816万円減額し、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業のうち、地方創生先行型に5,038万8,000円を追加し、消費喚起型に4,900万5,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に国庫支出金8,159万8,000円、県支出金1,890万9,000円、諸収入28万円を追加計上し、繰入金2,711万1,000円を減額しようとするものであります。

繰越明許費におきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の2件及び平成25年度の大雪により被害を受けた農業用パイプハウスの一部が資材の入手難から年度内復旧が困難となった経営体育成支援事業の計3件について、年度内にその支出が終わらない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものであります。

以上で、議案第26号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。岩瀬議員。

○8番（岩瀬洋男君） 9ページから10ページにかけての先行型の地域活性化事業に関してなんですけれども、2点、質問いたします。まず、移住・定住促進事業の田舎暮らし体験事業に関してですけれども、業務委託料等あります。家屋借上料とか70万円あるのですが、私としてはこういう事業を待っていましたという感じで非常にすばらしい事業だと思うのですが、具体的に、ここで言う借り上げるような民家というか、場所、建物、そういったことが特定できているのかどうかを、まずお伺いしたいと思います。

次に、同じところですが、子育て相談事業の中に、臨時職員の賃金101万3,000円のつどい子育て相談員というのと、その下に臨時職員賃金、これは児童館の臨時職員だと思うのですが、けれども、特に、つどい子育て相談員という役割のものがあるのですが、それについての内容の説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。田舎暮らし体験事業の具体的な借り上げ民家があるかどうかというご質問だと思いますけれども、はっきり申し上げまして、当初、予定しているところがあったわけなのですけれども、現在、話がなくなりまして、今後、新たに探す予定としております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） 次に、花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） 子育て相談事業ということで、つどい子育て相談員ということでございまして、これにつきましては、平成27年度のつどいの広場、子育て相談員賃金の振り替えという形で、現在、児童館のほうに配置をされております。そういう中で子育て中の保護者の孤

独感とか不安感を取り除けるような相談、あるいは悩み相談というものを相談に乗っていただける臨時職員ということでございまして、現在は、教員をなさったOGの方を配置してございます。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。岩瀬議員。

○8番（岩瀬洋男君） わかりました。田舎暮らし体験事業のほうなんですけれども、ここを読みますと、「勝浦市定住促進協議会へ体験施設住宅等の管理運営等を委託」という表現になっていますが、勝浦市定住促進協議会という実態があるのも承知しておりますし、そういう組織があるのもわかっているんですけれども、ここに委託するということになると、実際、ふだん集まっている団体じゃなくて、年に1遍か2遍集まっている団体なんですけど、事務局の、いわゆる運営の実態は企画課のほうでやっていると思うんですが、そういう形での運営で、その中でどなたかに探してもらった建物あるいは空き家を委託して管理してもらう、そういう流れとかそういう考え方でいいんでしょうか。これからの基本的な考え方として。進め方を一度確認をさせてもらえればと思います。

それから、子育て相談事業は、実は予算委員会のときに、27年度予算でこの子育て事業に関してほとんど予算が上がっていなかったのも、こんなのでいいのかなという形で、ちょっと触れた質問をさせていただいたものが、今回、ここでいっぱい出てきたわけなんですけれども、これはどうのということではないんですけれども、あのときも申し上げたんですけれども、やっぱりこれから若者受け入れ等のキーになる事業だと思いますので、こういったことも含めてもっとどんどん取り組んでいただければということで、これはお答えは結構で、要望だけしておきます。最初の質問だけ答えていただければと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 富夫君） お答えいたします。田舎暮らし体験の進め方ということでございますけれども、説明書のほうに書かせていただきましたとおり、今、考えているところでは、勝浦市定住促進協議会のほうに委託をする方向でということで考えております。また、この促進協議会につきましては、毎年4月に総会を開催しておりまして、できればそのときにこのような説明をさせていただいて、今後の進め方について協議等をさせていただければと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 1点質問させていただきます。11ページのプレミアム商品券発行業務委託料、これはかつて1,000万円規模のプレミアム商品券の事業をやりましたけれども、今回は5,000万円近い規模の事業になるわけなんですけれども、これを使える商品とか対象が、従来以上に広がるのかどうか、どういう対象なのかということについてご説明願いたいと思います。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。平成26年度におきましてもプレミアム商品券発行を行っておりまして、実際使える商品というものは、俗に言う税金とか換金率の高いプリペイドカードとか、そういったもの以外につきましては、本来使えるようになっております。ただ、お店自体が、私たちは扱えませんというような場合は取り除かれてしまうのですが、基本的に、お店のほうで取り扱っていただければ、全て商品券としては使えるようになっております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） お尋ねしたいことは、今までやった事業以上に消費の範囲を拡大する、例えばですけれども、住宅のリフォームであるとか、そういった大がかりな支出にも対応できるような、そういう今までにないものも想定しているということなのかどうかというお尋ねをしております。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。基本的にこのプレミアム商品券の使える観点なんですけど、商品に対して使えるということよりも、勝浦市内で業者が取り扱っていただけるものであれば全て使えるということでございます。ですから、リフォームに関しましては建設業でございます。建設業者のほうでプレミアム商品券をうちのほうは取り扱いますということであれば、それは当然使えると考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） では、今まで以上に対象が拡大するように、今回、こういう規模の事業をやるということで手を挙げてもらう必要があると思うんですけれども、そういった事業者に広くこの事業について案内をして、多くの事業がここに参入できるように、ぜひ取り計らっていただきたいと思いますが、そういう時間的余裕とか対応はどう考えておられるのでしょうか。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。酒井観光商工課長。

○観光商工課長（酒井清彦君） お答えいたします。基本的に、このプレミアム商品券発行事業につきましては、過去に2回ほど商工会のほうでやっております。今回もなれているという観点から、商工会のほうに委託する予定でございます。そんな中で、まず商工会の会員である個人事業者及び商工会に加盟していない事業者につきましても、今後、広報等で周知して、広く取り扱っていただけるような方法をとりたいと思っております。以上でございます。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） それでは、討論を終結いたします。

これより議案第26号 平成26年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（岩瀬義信君） 市長より諮問の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬義信君） ただいま朗読いたしました諮問は、お手元へ配付したとおりであります。

それでは、日程第3、諮問を上程いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年6月30日で人権擁護委員、土馬芳郎さんの任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から候補者の推薦依頼がありましたので、再度、土馬芳郎さんを委員の候補者として法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものであります。

土馬芳郎さんの経歴を申し上げますと、昭和41年3月千葉県立大原高校を卒業後、昭和41年4月から千葉県に勤務し、平成20年3月に退職するまでの間、千葉県議会事務局政務調査課長、総合企画部統計課長、出納局長、農林水産部農林水産政策課長、農林水産部参事、千葉県病院局循環器病センター事務局長、監査委員事務局参事等を歴任されております。

また、退職後、平成20年4月から千葉県公社等運営協議会理事に就任し、平成24年7月から人権擁護委員として現在に至っております。

その人格と識見は人権擁護委員として適任であると考えます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（岩瀬義信君） 日程第4、発議案を上程いたします。発議案第1号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員に発議案を朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（岩瀬義信君） 発議者から提案理由の説明を求めます。黒川民雄議員。

〔14番 黒川民雄君登壇〕

○14番（黒川民雄君） 議長よりご指名がありましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育行政における責任体制の明確化、教育委員会の審議の活性化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化など、教育委員会制度の抜本的な改革を行う地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布、平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育委員会の代表である教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新たな教育長を置くことになることから、本条例を改正しようとするものであります。

なお、本条例は、現在の教育長の任期が満了等となる日以降に施行されることとなります。何とぞ私ども発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます。

○議長（岩瀬義信君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） この提案は、いわゆる教育委員会改悪法の内容を委員会条例という点において容認する、そういう意味合いが強いと思うんです。単なる事務的な改変ではないと思うんですけれども、改めて国の法改正について、それを容認する、その立場からの提案なのかどうか、確認したいと思います。以上です。

○議長（岩瀬義信君） 答弁を求めます。黒川議員。

○14番（黒川民雄君） ただいま提案理由の説明のとおりであります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第1号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。藤本議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） ただいまの発議案に対しまして反対の立場から討論を行います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたわけですが、これはいわゆる教育委員会の自治体首長からの独立性を奪う内容のものであります。委員会条例の改正という我が勝浦市議会の委員会の運営に関する条例改正ではありますが、国の法改正を受けた形で、これを容認するものである条例改正には反対の態度を表明して、反対討論を終わります。以上です。

○議長（岩瀬義信君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩瀬義信君） それでは討論を終結いたします。

これより発議案第1号 勝浦市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（岩瀬義信君） 挙手多数であります。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（岩瀬義信君） 日程第5、報告であります。報告第1号 専決処分の報告について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第1号の専決処分の報告について申し上げます。

本件は、交通事故に伴う1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る1月19日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

なお、内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（岩瀬義信君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（岩瀬義信君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって平成27年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後2時51分 閉会

本日の会議に付した事件

- 1. 議案第5号～議案第26号の総括審議
- 1. 諮問第1号の総括審議
- 1. 発議案第1号の総括審議
- 1. 報告第1号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員